

議会運営委員会

令和2年4月24日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長	相馬剛	副委員長	齊藤誠之
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	田村正宏	委員	鈴木伸彦
委員	眞壁俊郎	委員	玉野宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	吉成伸一	副議長	松田寛人
----	------	-----	------

出席執行部職員（1名）

市民生活部長 鹿野伸二

出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
主査	鎌田栄治	主査	飯泉祐司
主任	伊藤奨理		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)那須塩原市議会基本条例第11条に基づく協定について
 - (2)新型コロナウイルス対策を踏まえた令和2年6月議会の対応について
 - (3)閉会中の議会活動について
 - (4)議会におけるオンライン会議の試行について
 - (5)その他

4. その他

5. 閉 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○相馬委員長 皆さん、おはようございます。

現在、地域社会におきましても、非常に重苦しい空気が表れているように感じるところではございます。しかしながら、何とかこの危機を乗り越えていかなければならないんだらうというふうに考えております。

本日は皆さん、何かとお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の会議でございますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、委員会室ではなく、このような形での開催となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○相馬委員長 新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が発令されてから2週間が過ぎました。対象とする地域も全国に拡大されまして、本市においても7例の発症事案が報告されており、さらに拡大が懸念されているところでございまして、先の見えない状況となっております。まずは、密閉、密集、密接の拡大防止策に徹底していかなければならないんだらうというふうに思っております。

本日の委員会から、委員の構成が変わります。本日より、山形委員が加わることになりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山形委員 よろしく申し上げます。

○相馬委員長 さて、本日の委員会は、当初、今年

度の取組事項について協議する予定でございましたが、先ほど申し上げました状況を踏まえまして、議会としての今後の取組、特に6月議会の在り方などについて協議内容を変更いたしまして、進めさせていただきます。委員の皆様には、円滑な委員会の進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

まず、(1)議会基本条例第11条に基づく協定についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画、協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定をいたします。

本日は、市民生活部から1件の案件がございします。自然環境保全に関する協定について、協議をいたします。

執行部から説明をお願いします。

市民生活部長。

○鹿野市民生活部長 まず初めに、急な案件の提出にもかかわらず、本日は御対応をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、着座のまま、自然環境保全に関する協定について、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この協定ですけれども、那須塩原市、それから資料のほうには他自治体ということで、栃木県というふうに記載があります。それから民間事業者、企業者としてファースト・ソーラー・ジャパン・プロジェクト24合同会社、この3者で契約をするものでございます。

協定の内容といたしましては、自然環境の保全

のために、民間事業者が開発する、この場合は太陽光のパネル設置ということですが、それと自然環境の破壊の防止、植生の回復、そういったものを目的といたしまして、必要な内容を協定を結ぶというものでございます。

通常、この協定につきましては、県の条例に基づきまして、県と企業者ですね、開発業者が結ぶ協定となっておりますけれども、この太陽光につきましては御存じのとおり市内に、今回は箭坪地内に開発を予定している敷地59haということで、協定に関する内容を説明させていただいているわけですが、全体で5カ所ありまして、そのほかに青木地区、百村地区、下大貫地区、それから折戸地区にも予定しているということで、全体では280ha、本当にメガソーラーの中でもメガソーラーといいますか、本当に大きな開発ということになりまして、県のほうでもお気遣いをいただきまして、常に市の意見も求められていたという経過がございます。

そうしたことから、ほかの例としては、これを3者契約として、市・町が県と企業者に加わって協定を結ぶという例はほかにはないのかと思っておりますけれども、今申し上げましたような事例、本当に大きな太陽光に関する開発だということもございまして、県からのアドバイスもありまして、今後も市としての意見を、さらに強い形で企業者に対しても求めていけるようにというようなことから、3者契約がいいのではないかとというような指導がございました。そうしたことから、市として県の協定に加わりまして、3者で契約をしていきたいというものでございます。

市民への影響、効果というところでは、ここに記載のとおりですが、これだけ大きな開発になりますので、自然環境の破壊、こういったものを最小限にとどめたいというのが主の目的と

いうことになるのかなというふうに思います。

特記事項として記載させていただきましたけれども、この協定を結ぶという上で、市からも予算、支出についてはないということでございます。

最後に、議会対応の理由というところですが、先ほども申し上げましたが、県の条例に基づいて、そこに市も参加をして3者契約という形で、市の意見をさらに当該事業者伝えていきたいということが趣旨で、この条例に対して協議して何かを変えたいというものではないというふうな担当部署の判断もございまして、議会のほうには、議員全員協議会のほうに報告をさせていただいた形で進めていきたい、このように考えているというところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この協定を結ぶに当たってなんですけれども、先ほどから繰り返しているのは自然環境の破壊ということなんですけれども、自然もありますけれども、新生活という観点から市民の生活環境、市民が暮らすための、それから観光とかもありますので、そういった観光産業に関する影響については、どうもこの協定というかこの企業が進出する、ちょっとずれているかもしれないですけども、そういったことについては、市としてどういうふうに取り組んでいるのかなというのをちょっと。

それとあと、この業者さんの、いつもそうなんですけれども、この企業、民間企業と出てくるんですけども、相手先がどういう企業なのか。要するに、協定を結ぶわけですけども、相手のことはまだちょっと分からないので、一体どうい

会社なのかというのを、ちょっともう少し御説明いただければなと思いますけれども。

○相馬委員長 部長、お願いします。

○鹿野市民生活部長 初めのほう、自然環境以外と
いうことの部分かと思うんですけども、それについては、何度か議会のほうで質問をいただいていますけれども、これまではガイドラインというものを基に、一番が地元の住民とうまくやっていたきたいというのを主として指導、お願いをしてきたというところでございます。

今後については、3月の議会で承認をいただきましたけれども、市のほうで条例も制定したというところで、10月以降に着手するものについては、こちらの条例のほうで指導をしていきたいというところであります。

今回については、先ほどから申し上げているように、県の協定自体が、動植物に関したことを中心とした自然環境の保護ということでの主な目的ということでの協定でございますので、そちらについては、今後もこういった、5ha以上が県の条例の該当ということになるわけですが、そういった事例が出れば、内容によりまして、同じように3者協定というのも含めて考えていきたいというところでございます。

それから、相手方ということですが、今回はファースト・ソーラーを中心とした事業の合同会社ということですが、中身について詳細を市のほうで全部把握しているわけではございませんけれども、基本的にはエネルギーの開発その他、そういったのを中心にやっている会社ということで、ファースト・ソーラーについては伺っているという状況でございます。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、今度条例をつくりましたけれども、これは今の話だと、条例は市のつ

くった条例に適用されるか、されないかだけ、ちょっと。市がつくった条例に適用されるかどうかだけ。今、ちょっとそれが分からなかった。お願いします。

○相馬委員長 部長。

○鹿野市民生活部長 今回つくった条例につきましては、10月以降着手したものが該当ということで、このファースト・ソーラーの計画しているものについては、当然着手済みということで、市のほうの条例には該当しないというところでございます。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。

中里委員。

○中里委員 メガソーラーを設置予定ということなんですけれども、この面積50haの面積というのは、もうこの民間企業さんは購入済みなんですか、この土地は。

○相馬委員長 部長。

○鹿野市民生活部長 先ほど言いましたように、箭坪については59haということで、ほかにもあるわけですが、買収したところと、借地契約というんですか、借りる形で進めるところと、両方あるというふうに伺っていますが、割合としては借地、買収じゃないほうの方法でやっているところが多いということで伺っております。

○相馬委員長 中里委員。

○中里委員 地元の方たちの同意というか、そういうものというのは取れているんでしょうか。

○相馬委員長 部長。

○鹿野市民生活部長 もちろん、同意は取れているということで、今後、細かい打ち合わせといたしますか、そういったことを進めていくということで、本当にもう事業着手する段階まで来ているというところで、一番先にやるのが、先ほど来言っている5カ所あるうちの箭坪ということになります。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。
ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ないようでしたら、ここで案件の取扱いについて決定したいと思います。討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提出のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

以上で、(1)議会基本条例第11条に基づく協定についてを終了いたします。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)新型コロナウイルス対策を踏まえた令和2年6月議会の対応についてに入ります。

資料につきましては、22日の会派代表者会議に提出したものと同様のものがございます。各会派

において協議されているのではないかなというふうには思いますが、まず資料について、事務局より説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 私のほうから、資料の説明をさせていただきます。

コロナウイルス対策を踏まえた6月議会の対応についてでございますが、趣旨としましては、4月臨時会につきましては傍聴自粛により対応したところですが、その後も市内の感染者が増えるとともに、非常事態宣言も出されていると、そういった状況もございますので、次期定例会の6月定例会について対応を協議するという内容になっております。

現状の感染状況を踏まえました6月議会の対応でございますが、案の1、案の2ということで、現時点で考えられるものをベースに、2点ほど案を示させていただきます。

まず、(1)の案の1でございますが、定例会自体は開催をします。議会、執行部とともに提出議案については精査をして、できるものについてはなるべく9月議会に先送りをする。議員全員協議会における執行部の提出案件の説明もでございますが、こちらについては資料配布をもって代えるものとし、読み上げ等を行わない。市長挨拶は手短に行う。執行部の出席者は3役のほか、関係のある部長等のみの出席とする。提案理由説明につきましては、文書配付によることとし、原則として読み上げは行わない。会派代表質問は、執行部の答弁を含め45分、15分の休憩を含めて1時間で終わるようということにしております。一般質問は1人会派のみとし、執行部の答弁含めこちらは15分、同内容の質問は認めないものとします。通告内容に係る執行部との調整は、なるべく自粛をします。当分の間、文書質問については、対策の趣旨を踏

まえ、原則として行わないものとします。議案質疑は、対策の趣旨を踏まえ、原則として自粛するものとします。行う場合であっても、会派においては代表が行うこととするなど、時間短縮に努めるものとします。

委員会付託を行います。常任委員会につきましては、3密を避けるという観点から議場で行うものとし、各常任委員会1日ずつで、計3日間とします。6月議会、通常、執行部側職員の紹介、議案の提出のない課も含めまして行っておりますが、今回については行わないものとします。委員会における執行部側の出席者は、最低限の出席にとどめるものとします。

次のページにいきまして、委員会での出席、発言については、対策の趣旨を踏まえ、最小限にとどめるものとし、時間短縮に努めるものとします。会期中の所管事務調査は行わないものとします。

続きまして、(2)の案2でございますが、案の1をベースに、次のとおり変更する内容となっております。

会派代表質問及び一般質問につきましては、対策の趣旨を踏まえまして、原則として行わないものとします。議案質疑につきましては通告制とします。質疑、討論の時間は先例の半分、それぞれ7.5分と5分以内とします。

以上が6月議会の案でございますが、その下に米印がございまして、さらに感染状況が悪化した場合の対応でございますが、今後、一層の感染拡大があった場合につきましては、現在の開催状況を踏まえた、本日、6月議会についての方向性を御決定いただく予定となっておりますが、その決定内容にかかわらず、さらに縮小する必要が出てくる場合があるかなというふうに考えております。

具体的には、定例議会前の議会運営委員会、5月29日を予定しておりますが、そこで決定するも

のとしますが、内容によっては次のようなパターンが考えられるかなと考えております。

こちら(1)、(2)とございまして、(1)が最低限の開催とするパターン、(2)が定例会を開催しないパターンでございます。

簡単に御説明をさせていただきます。

(1)最低限のものにつきましては、定例会を開催するというところからは同じなんです、会期につきまして1日とします。市長挨拶も省略としまして、会派代表質問も一般質問も行わない。それから、委員会付託を行わないという形にして、臨時会と同じような形で1日だけ、最低限の開催とするパターンが(1)でございます。

(2)につきましては、定例会を開催できない、しないパターンでございます。最大限防止する観点から、招集をしないものとします。趣旨を踏まえまして、全協等についても、なるべく可能な限り開催しないものとします。

次のページにいきまして、6月議会に提出予定だった議案につきましては、原則として9月議会に先送りするものとしますが、急を要する議案については、執行部側と協議をして専決処分により対応いただくというような内容となっております。

以上、資料の説明を終わりといたします。よろしく申し上げます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

説明に対し質疑を行った後、各6月議会の運営に関する事項について、決定をしていきたいというふうに思います。

ただいまの説明につきまして、質疑等はございますか。

ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、各項目ごとに進めていきたいというふうに思いますが、まず、会期につい

てでございますが、こうした事態でございますので、できる限り短縮するという前提で討議を進めるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

では、短縮するという前提で進めさせていただきます。

まず、案の1と2でございますが、違いといたしまして、質問の在り方がございます。案の1は短縮して行う、案の2は行わないということになっておりますので、まず実施するかしないかについて、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。御意見はございますでしょうか。

田村委員。

○田村委員 やはり、この趣旨を踏まえて、行政機能は対策に最大限傾注する必要があるというふうに思っていますので、極力簡素化ということから、案の2がいいのではないかと。

○相馬委員長 質問は実施しないということで。

○田村委員 はい。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

○眞壁委員 志絆の会も実施しないということでいいのかなと思います。

○相馬委員長 分かりました。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、会派代表質問及び市政一般質問については行わないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

次に、提出議案についてでございますが、執行部と精査した上で、できる限り9月議会に先送りをするという案でございますが、これについて御

意見をいただければと思います。

御意見はございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、この案のとおり、できる限り9月議会に先送りしていただいて、簡素化するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、議案の質疑についてでございますが、1の案につきましては自粛、2の案は通告制など制限をした上で行うとしております。

これについても、まず、議案質疑を実施するかしないかについて御意見をいただきたいと思っておりますが、御意見はございますか。

〔「質疑についていいですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、はい、お願いします。

○眞壁委員 質疑については実施して、通告制のほうがいいかなと私は思います。

○相馬委員長 質疑は実施にして、通告制などの制限を設けるということで、御意見でございますが、ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、制限を設けた上で行うということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

そうしますと、その制限でございますが、今、通告制というようなこともございました。通告制でするのであれば、通常、先例に従うと1人15分以内というような先例ということになっているわけでございますが、通告制にした場合の制限の設け方について協議したいと思います。

こちら、今、通告制ということで案として出て

おりましたが、例えばやる時期が、開会日に一般質問が、代表質問がなくなりました。そうすると、開会日に議案質疑を行うというふうな日程になった場合に、通告を締め切る時期が開会前になってしまう可能性がある。議案等が出てくるのは、その1週間前の議会運営委員会で議案が出てくると。6月5日ですから、5月29日に出てくるということになりますので、その間に通告を締め切る機会が、実はなかなか難しいのかなという設定を頭の中で考えてございまして、一応、通告制という案が、あったんですが、通告制ではなくて、発言時間の制限というようなことでどうかなというふうにも、思ったところがございますが、現実に関会日当日に議案質疑を行うという可能性があった場合に、通告を締め切る日程がなかなか決まらないのかなというふうに思ったところがございますが、それについて、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

○眞壁委員 議会初日になると通告できないということになれば、そのまま質疑をやっていたら、時間だけ短縮するという形でもいいのかなと思っております。

○相馬委員長 分かりました。

では、今の意見ですと、通告制ではなくて質疑の時間制限だけを設けるという御意見でございますが、そういった方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

そうした場合に、時間については通常15分以内というのが通告制の場合でございます。今回の6月議会の質疑については短縮するという考えをするのか、それともそのまま15分以内というような取扱いにするのか、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

中里委員。

○中里委員 短縮する方向でもう決めていいと思います。

○相馬委員長 今、短縮するというような御意見でございますが、どの程度に短縮すればいいかな、短縮というか、どの程度に設定したらいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

田村委員。

○田村委員 この記載のとおり、従来の半分ということでもいいのではないのでしょうか。

○相馬委員長 通常、通告制を取った場合の従来の半分でいいかというような御意見でございますが、そうすると大体7.5分ということになるかと思っておりますが、そういった方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、従来の半分ということで、時間の制限をした上で、質疑は行うということにさせていただきます。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 確認とちょっと提案なんですけれども、7.5分は半端なので、7分30秒でしょう、だから8分ぐらいにしておいてもらうのと、そういう形で。

それとあと、確認ですよ、質疑時間だけのことなのか、多分そういうことだと思んですけども、執行部の答弁は含まないのかというのを、ちょっと確認をしておきます。その時間短縮ね。

○相馬委員長 これまでどおり、答弁は含まずに質疑の時間だけということになります。

それからもう一点、半分だと7.5分というお話があったんですが、切りよい数字でということでございますが、今、議案質疑についてのところでございますが、今、7.5分ではなく8分という御意見でございますが、ほかに御意見ございます

でしょうか。

玉野委員、お願いします。

○玉野委員 この流れというか、今までからすれば時間の関連持っているので、半分というのは意識が明確になると思うんですけども。半分。

○相馬委員長 半分ということは、やっぱり7.5分というところでよろしいですか。

○玉野委員 時間を意識するという意味で、半分というのが意識に上がるのではないかなと思います。

○相馬委員長 今、半分ということで御意見がございました。半分ということだと、やっぱり7分30秒ということになるかと思いますが、そのほかに御意見ございますか。

どちらかということになるかと思うんですが。

田村委員。

○田村委員 半分ということで進めてもらえれば。

○相馬委員長 それでは、半分ということで、7.5分というような決め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、委員会付託についてでございますが、案は委員会付託を行うということになってございますが、これについて御意見をいただきたいと思えます。

御意見はございますでしょうか。議案の委員会付託についてでございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 どれぐらい議案があるかにもよるんですけども、だから、1日で終わっちゃうかどうかという。長くかかるなら、今までどおり3委員会とかかるんですけども、本来は全員で、一人一人が全部の議案について検討できる立場にあるので、どうなんですか、可能であれば本当は全部付託しないで全部やっちゃうと、本会議だけみたいな話になっちゃうんですけども、そういうや

り方というのは、委員長、副委員長のほうでは、そういう検討はされているんですか。付託しないでという検討ということですね。

○相馬委員長 付託しないでというところもあったところではございますが、那須塩原市議会の場合、委員会制を取ってございまして、議案の審議はこれまでも委員会で付託をしてというのが従来だったので、今回もこの案としましては委員会付託を行うという案になっているという状況でございます。

○鈴木委員 付託するかと聞いたんでしょ。

○相馬委員長 そうです。案としては委員会付託するかということで、案となっているというものです。

付託をせずに、本会議のみで審議をするというところもあろうかとは思いますが、やはり議案でございますので、委員会で付託して細かい審査が必要なのかなというところで、付託は行うということで案を出させていただいているところでございます。

○鈴木委員 それでいいんじゃない。

○相馬委員長 案については、委員会付託を行って、その委員会は議場で行うこととしまして、各常任委員会1日ずつ、3日間とするという説明があったかと思えます。3常任委員会を1日ずつ付託をして、1日ずつを行ってということに案としてはなっているというところでございます。

御意見ございませんか。

案のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、案のとおりということでございますので、委員会付託は行うということになります。

それから、その委員会における執行部側の出席については最低限度にとどめるとしておりますが、

これについても、こういう案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、まずもう一点は、文書質問につきましては、当分の間は文書質問は行わないという案になっておりますが、これもこうした案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きましては、先ほど議案の質疑については半分程度ということになったわけでございますが、討論についてでございますが、通常ですと10分以内ということになっておりますが、討論についても時間を短縮するという、②の2番の案件にございましたが、討論についても時間を短縮することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

時間につきましては、先ほどと同じように半分ということによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

〔「文書配付の確認だけして。議案、文書配付。説明をせず議案は文書配付。確認だけしておいて」と言う人あり〕

○相馬委員長 分かりました。

執行部による議案の説明でございますが、議案の説明はなしで、文書配付のみで行うというふうに変えるというふうになっておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。確認だけ。

○眞壁委員 全員協議会なしということになったの。

○相馬委員長 いや、全員協議会は5月14日。

〔「全協はやります」「全協はまた議題がちょっと違う」と言う人あり〕

○相馬委員長 これ、6月議会に関して。

○吉成議長 全協においても、これまで説明していたわけですが、それも6月議会同じように、協議事項に関しては文書という形にしたいという。

○相馬委員長 よろしいですか。

副委員長。

○齊藤委員 説明省略は分かるんですけども、たまに説明される方が配付された資料と同じことを読んでいるようなものであれば説明省略でもいいんですが、説明ないようなことだけを紙で渡されちゃうと、結局質疑に反映されちゃって、その分時間がかかるのかなと思ったんですけども。

だから、配付の資料のほうに、その分その旨了解を取っていただいて、分かるように出してくださいと、執行部のほうに。はい。説明はなしということは、そういうふうにしなないと。大体読んでいる人多いんですけども、上から下まで。ただ、書いていない内容を説明するのが提案理由の説明というのが大体多いので、聞いていて。そういった部分だけ補足してもらわないと、質疑で結局そこを確認するようになってしまうということにもなりかねないので、そこは必要なのかなと思いました。

○相馬委員長 分かりました。

議長。

○吉成議長 今のことも含めてですけども、月曜日に、今回のこの議運での決定事項については、市長のほうに事務局と一緒に全て伝えますので、その際にそういった内容も、説明がない分、文書では丁寧な文章での提出をお願いしますということは伝えます。

○齊藤委員 分かりました。

○相馬委員長 最後になりますが、本会議と委員会での休憩時間等の関係について、3月議会同様、1時間に1回程度でよいのか、さらに30分に1回

とかというふうに短縮したほうがいいのか、皆さんの御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

中里委員。

○中里委員 こまめな換気は大切だとは思いますが、今までも、今までどおり1時間に1回程度の換気でよろしいのではないのかなというふうに思います。その分、休憩時間を少し長くして、換気の時間をちょっと長くするという。

○相馬委員長 3月議会同様の取扱いという御意見でございますが、ほかに御意見ございますか。

副委員長。

○齊藤委員 事務局のほうに確認なんですけれども、議場は開けっ放しでやっていいんですか。

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 特に、閉め切ってということは書いてありませんので、開け閉めの問題はございません。

○相馬委員長 それでは、両方の入り口のドアを開閉したまま会議を開催しても問題はないということでございますので、ドアを開けたまま会議を進めるということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。では、そのように取扱います。

以上で、(2)の6月議会への対応については、決定すべき事項は以上というふうに考えておりますが、この6月議会について、委員の皆様から何かほかに御意見等はございますか。

山形委員。

○山形委員 その後ろのさらに感染状況が悪化した場合の対応というんですか、さらに感染状況が悪化した場合は、どういうふうな判断で、どんな基準があつてなるのか、検討はしているんですか。今が感染者7名とかで、それが増えてきた場合、

1つのバロメーターとしてこれを測ってやるのか、その辺の感染状況が悪化した場合の対応の議会は、どういうふうにしているのかなというような部分を聞きたい。

○相馬委員長 現時点では、その基準等は特段考えてはいなかったというのが現状でございます。執行部の対応、それからそのほかの対応を見ながら、さらには議長の判断でということになってくるんだろうというふうには思いますが、現時点では、この程度になったらということまでは想定はしていなかったところでございます。

○山形委員 分かりました。

○相馬委員長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、(2)については終了といたします。

○相馬委員長 ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、(3)閉会中の議会活動についてを協議いたします。

まず、資料がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、閉会中の議会活動についての資料を御説明させていただきます。

趣旨でございますが、現在7人、資料上は6人となっておりますが、市内でも感染者が確認されております。全世界的に増えている状況ですし、緊急事態宣言も出されているというような状況も

ございます。

このような状況を踏まえまして、さまざまな活動自粛が求められておりますので、議会活動についても、平常時とは異なる活動が求められております。

事務局におきましても、分散勤務、それから在宅勤務等の指示が出ておりまして、今後、本庁舎に勤務する職員数が減少するという予定となっております。

こういったことを受けまして、当面の活動方針でございますが、閉会中の不要不急な議会活動は、原則として自粛するものとしたします。

具体的には、次の取組については、当面の間活動休止し、または縮小して実施するものとしたします。1点目が取組実行計画、2点目が議会報告会、議会だより、その他の広聴広報活動でございます。

さらに、各種会議でございますが、開催の必要性を吟味し、最小限の開催といたします。開催する際には、3密とならない会議室を選択をするとともに、簡潔な説明と集中した審議により、会議時間を1時間以下、長くても1時間という形でいかがかなと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありませんか。

なければ、案のとおり活動休止または縮小して実施するというところで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

これにつきましては、本委員会においても取組事項というものがございまして、前回の委員会でスケジュール表を御提示させていただいたところ

でございますが、本委員会のスケジュール表につきましても、当面延期ということにしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

そのように取扱いをいたします。

続きまして、次第(4)議会におけるオンライン会議の試行についてを協議いたします。

まず、これについても資料がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、資料について説明をさせていただきます。

前回の議会運営委員会で、オンライン会議についての議題がございましたので、事務局のほうでいろいろ手立てを試してみたところでございます。

趣旨でございますが、感染症の蔓延防止の観点から、会議等の開催を極力減らしつつ議会の維持を図るという観点から、タブレット端末を活用したオンライン会議の活用というものでございます。

そこに使用するアプリケーションですが、フェイスタイムというアプリケーションがございまして、幾つかこういったアプリケーションがございまして、サイドボックスを見ながら2画面でできるということもございまして、試行におきましてはフェイスタイムでいかがかなというふうに考えております。

対象とする会議でございますが、フェイスタイムの機能として、録音、録画等の機能がないというところもありますので、当面の間は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、その他の議事録を作成する会議、こちらにつきましては除かせていただいて、それ以外の会議、打ち合わせ等全般であって、委員長その他の会議の主催者が、オンライン会議でやるのが適当だと判断したものと

することでいかがかなと思っております。

会議に参加する場所でございますが、オンライン会議により行うとした会議につきましては、原則として次の区分により参加するということを考えております。

主催者でございますが、事務局職員と連携して会議を主催する必要がある場合には本庁舎の委員会室等、その他の場合には自宅等から参加をする。主催者以外の会議の参加者につきましては、原則として自宅等、事務局職員が参加する場合には、本庁舎の委員会室等を使用することを考えております。

会議の開催時間でございますが、原則として平日の午前9時から午後5時を想定しております。

手続でございますが、オンライン会議の方法により行うとした場合には、原則として事務局と調整をした上で、会議の開催日時を参加者に通知するものとします。会議の参加者は、開始時間にはタブレットを開けるように準備しておくものとし、フェイスタイムから会議参加者宛てに通知を送る形になるんですが、その通知は事務局、または主催者が行うものとしたします。

会議の参加者は、会議に参加したときには、フェイスタイムとサイドボックスをスプリットビューということで、2画面で表示することができますので、原則としてそれを基本として参加するということを想定しております。

方法につきましては、別紙手順書ということでスプリットビューについて、ちょっと御説明はいたしません、本日の資料の中に入れてございますので、後で御覧いただければと思います。

会議における発言につきましては、通常の委員会等と同様に、主催者の許可を受けて行うものとしたします。

次のページにいきまして、今後の見直しにつ

ましてですが、オンライン会議の運営に、実際やってみて支障が生じたとき、それからコロナが終息して、本試行について見直しをする必要があるときには、再び議会運営委員会にお諮りをして、見直しの検討を行うという形でいかがかなと考えております。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質問、御意見等伺いたいと思います。質問、御意見等ございますか。

ございませんか。

なければ……

〔「僕1個いいですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 副委員長。

○齊藤委員 一応、公式に録音等の成果が表れていないので、ここはあくまでこれやるよという話だけであって、あとの議事録が必要とされない会議についてはこれを使うという話だけの話になっちゃう、この書き方だとなっちゃうので、試した後のよしあしはどういうふうに査定するのがいいのか、録音も大丈夫になったら、正式にそれもできるように考えてこの先進めるのかというのだけをちょっと、どのように考えていますかと聞いたかったですけれども。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 これと並行いたしまして、今、録音の話もございましたが、こういったマイクで録音する方法、それから、有料のアプリケーションで録音、録画機能があるものもございまして、そういったものがあるかどうかというのは、引き続き調査を進めてまいりたいと思います。

あくまで今回は、この形での試行というものを想定しておりますので、今後やはり本格運用を試してみたいのではないかと、皆さん実際に使っていて、そういった御意見が多いときに

は、試行を本格運用に変えるなり、あるいは試行のままだけれども、少しフェーズを進めて、対象とする会議を開いたりというような形で、再び議会運営委員会にお諮りいただいて、内容を少しグレードアップしていくというようなものを想定しております。

○齊藤委員 ありがとうございます。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 それから、議会運営委員会や常任委員会、特別委員会については、委員会条例とか会議規則等が絡んできますので、その在り方、要は、参集とかそういったものについても詰めていかなないと、ちょっとなかなか簡単にオンライン会議でということは難しいのかなと、今の現時点では考えています。

以上です。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに、御質問等ございますか。

ちょっとすみません、私から。

今のフェイスタイムでしたか、このフェイスタイムというのは、我々が持っているこのタブレットにもう入っているんでしょうか。

係長。

○佐々木議事調査係長 機能としては入っているんですが、画面上呼び出せない形になっておりまして、通常のインストール手続をすればすぐに使える形なんですけど、事務局のほうにおっしゃっていただければ、タブレット持ってきていただければ、そのインストール作業もいたしますし、簡単な使い方の御説明も、事務局のほうからさせていただければというふうに思っています。

○相馬委員長 分かりました。

とりあえずこれを一旦事務局でお願いして、インストール作業をやっていただけるということで

よろしいですか。分かりました。

ほかに、御質問等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 なければ、このオンライン会議のこれが試行でございますが、この案のとおり進めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、次第(5)その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

ないようでしたら、私から1点でございますが、タブレット端末、この端末のアプリの件でございますが、導入時の申し合わせといたしましては、議員が独自にアプリをダウンロードする際には議運で諮るというふうにしておったと思いますが、今後、議員から申し出があった場合、事務局でそのアプリについて精査をいただいて、本委員会には報告するというにしたいと思っておりますが、皆様から御意見を伺えればと思います。

御意見はございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 それでいいと思います。逆に言うと、フェイスブックとかも入っていないんですけども、こういうようなものはあらかじめ入れても大丈夫というものを示してもらえると、入れてくださいと言いやすいですが、そういうことできるのかなと。ちょっとご検討いただけますか。

今だと何でもいちいち聞かなきゃいけないんですけども、フェイスブックなんか市長が発信しているの、そういうのがこれで見られたらいいと思うんですよ。だから今すぐに、あれを入れるとアプリの絡みがあるのかなと思って、自分入れていませんけれども、自分の携帯で見えていますけ

れども、だから、こういったものは一般的にはもう、入れてもいいというようなものを幾つか上げておいてもらえると、これ入れてというふうに。フェイスブックはアプリじゃないけれども。

○相馬委員長 これまでは議運で決定してということになっていたわけですが、それをここで皆さんで話しても、そのアプリの内容等が分からないというところもございますので、まずは事務局のほうに申し出ていただいて、事務局のほうで精査してもらって、この委員会については報告でいいかというようなふうにしたいと思う。

○鈴木委員 それはそれでいいです。全くそれで。

○相馬委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 どんなものが入れているのかというのも、もしあれば、提示願えればなというだけでした。

○相馬委員長 分かりました。

それについて、ちょっと私のほうで分からなかったんですけども、これですよね。タブレット端末の使用基準の改正についての新旧対照表というのが出ておりましたので、これについてはちょっと事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

係長。

○佐々木議事調査係長 議会タブレット端末使用基準というものを、導入の際に策定したものがありますが、こちらの中で、この新旧対照表を御覧いただければと思うんですけども、アプリケーションソフトを追加する際には、様式に基づき議長に届け出をしてというような形になっておりますので、そういった運用を変えるということであれば、使用基準の改正が必要かなということで、こちらを手直したものでございます。

幾つかあるんですけど、主に今回と関係してくるのが9条の部分でございますが、今後の運用のと

ころ、改正案を御覧いただければと思うんですが、新しく追加しようとするときには、アプリの名称ですとかを事務局のほうに届け出ていただくことを想定しております。

ただ、既に皆さんがよくお使いになるアプリケーションが重複するという場合もあるかと思しますので、既に委員会に別の方が報告しているというようなものについては、事務局の届け出なしで入れていただいているのかなというところが但し書きでございます。

事務局が届け出を受けたときには、この使用基準に明らかに適合しないようなアプリケーションであつたりとか、セキュリティ上の問題があると言われていたようなアプリケーションかどうか、そういったところだけはちょっと確認をさせていただければと思うんですけども、そういったことがない場合については、基本的にはそのまま入らせていただけるというふうな運用を考えております。

事務局としましては、届け出があったときには、次の議会運営委員会に報告をするという形で考えております。

改正内容のたまかなところにつきましては、今説明をしたとおりでございます。

○相馬委員長 今、使用基準の改正案についてということで御説明いただきましたが、これについて質疑等はございますか。

副委員長。

○齊藤委員 3項の議運は削除を命じろという話に書いてあるんですけど、これだと、会派ごとであつたり個人で入れたものを、一様に確認をしなければならなくなってしまうと解釈もできるんですけども、どうしたらいいんですか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 ここにつきましては、事後

的に、やはりこのアプリケーションは問題だというふうになるケースがあるかなというものを想定した記述でございます。運用としましては、事務局がということもあるかとは思いますが、議員が入れたアプリケーションについて、後ほど事務局がそれは消してくださいと言うのも、事務局判断というふうになるのもいかなものかなというところもございまして、議運で判断をしたという形でどうかなという内容になります。

○相馬委員長 副委員長。

○齊藤委員 なんか責任のなすりつけみたいになっちゃうんですけども、前も言ったんですけども、これはあくまで議員に貸与している端末なんですよ。なので、議会事務局にその権限があっても議員はいいような気がするんですが、先ほどちょっと鈴木委員のほうからあったように、例えばフェイスブック、ツイッター、ティックトックとかそういうものは、嗜好的に見られるためのソフトであって、僕からすればこの中に入れるのはそぐわないと思っているんですね。ユーチューブであったり。

ではなくて、ここに試されていないズーム会議という、皆さん見えていますけれども、ズームのそういうアプリケーション、オンライン会議のソフトを確認して、責任をこちらにおいてやるかというもので入れていくんだったらいいんですけども、それ以外のものを、自分がこれ使うから入れているんだというものは、それがいいか悪いか判断できないものになっちゃったときには、たとえ議運に振られても、それが消しなさいという判断になりかねないので、基本的には議員のモラルになると思うんですけども、駄目そうだなと思ったときには事務局判断でやっていただいたほうが、結局2段、3段になっていくから、消すまでも時間がかかっちゃってという悪循環に陥り

そうな気もするので、一応権限を、逆に議運のほうで事務局に任せると判断のほうが、スピーディーかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 先ほどお話ししたとおり、事務局限りでというところが、権限の問題でどうなんでしょうというところがあったものですから、議会運営委員会の中で、事務局判断でいいですよということで御了承いただけるのであれば、この部分については、そういった基準に変更した上で、最終的に議長決裁をいただいた上で変更したいと思います。

○相馬委員長 今、副委員長からあったような内容ですが、やはりこの判断について、アプリケーションダウンロードにする内容についての判断については、事務局のほうの判断、そして議長決裁ということでいったほうが、スピーディーではないかなというふうに思っているところでございます。

○齊藤委員 もう1個いいですか。

○相馬委員長 はい。

○齊藤委員 ちなみに、フェイスブックは別なんですけれども、ユーチューブとかは、例えばグーグルとかのあれあるじゃないですか、検索。それで見られます。だから、考えようによっては入っているんで、そこで見るというものにする。

〔「フェイスブックも見られちゃう」と言う人あり〕

○齊藤委員 見られるんであればいいんですけども、基本的には自分の携帯でやってもらったほうが、そこはさっぱりしていいのかなという話なので、基本的には事務局にこういったもの入れたいんだという話で、常に言うておかないと、事務局が把握できないと、ほかで連携して何入れているとないと思うので。

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 今回の件ですけれども、議運で仮に決定いただいた後に、運用については議運長のほうから、次回の議員全員協議会で、全議員にこういう形にいたしましたということで、通告をいただいた後に運用を開始するということがよろしいでしょうか。

○相馬委員長 はい。全員にお知らせしなければならぬということになりますので、そういうふうなことになってくるとは思いますが、今日の委員会で、先ほど言ったアプリの選定の権限といいますか、入れる入れないの権限につきましては、事務局でまず判断していただきたい、していただいたほうがいいんじゃないかということについて、御了解いただければなと思ってはいるところなので、それが今日御了解いただければ、5月14日の全協で報告はするようになるのかと思います。

ということになりますので、アプリのダウンロードについては、事務局の判断にお任せしたいということにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、すみません、そのように取扱いとします。よろしく願いをいたします。

私のほうからは以上ですが、そのほか、委員の皆様から何かございますか。

もう1個あった、ごめんなさい。

先ほどの6月定例会の会期の部分についてでございますが、もう一点、今、休憩中に出たお話になってしまって大変申し訳ないんですが、期間を相当短くするというようになってきますと、6月5日開会して、1週間程度で会期が恐らく終わってしまう。ただ、通常、補正予算案等、会期の最終日に上程をして即決案件というものが、これま

でもあったと思うんですが、それについて、当初の予定ですと6月25日ごろに最終日というなる予定であったわけですが、その辺の取扱いについては、5月29日の議会運営委員会において、どのようにするかお諮りをしたいというふうに思っていますので、まずはこういう短縮会期にした場合の運営方法については、再度5月29日にお示しをしたいというふうなことになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○鈴木委員 ちょっといいですか。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 短縮会期というのは実質的な話だと思うんですけれども、それはその場にいなかったもので、なぜ短縮なのかということと、になったのか、要するに、通年議会やろうと言っているぐらいなのに、こういう緊急事態のときに、いつでも何か話ができる状態のほうが、流れとしてはそっちじゃないかと思うんですけども、何で短縮会議になったのか、何が言わないとまずいのかというあたりがちょっと、今、その提案をされたところで、ちょっと確認をしたいなど。

○相馬委員長 (2)の議題でお話しした趣旨ということでお話をさせていただいたところでございますが、この新型コロナウイルスの関係する対応策として、短縮で、その会期自体を短縮するという前提で、先ほど(2)のところを進めてまいりましたので、会議に人が密集する、そういった機会をできるだけ減らすと、そういったことで会期自体の、会議自体の内容も短くしました。削るところは削りました。そうすると、会期全体が短くなりましたということになったというわけでございますので、会期日程表が出たときに、予算常任委員会があつて、その後ずっと6月25日まで休会という方法を取るのか、それとも6月5日にスタートして、一定程度で一旦閉会をして、6月25日に再度臨時

議会を開くか、そういった方法については、5月29日の時点でお示しをしたいというような内容でございます。短くするということにつきましては、先ほど言った説明のとおり、(2)でした説明のとおりだろうというふうに思います。

まずいですか。

○鈴木委員 いいんですけれども、普通は、最終日に時間かけて、専決処分が出たりすることもある、そういったメリットがあるのを、通年議会制の話でいくと、ずっと議会中なんですよね。だから、そういうことを考えると、あえてそこまでしなくても、会議はないだけであって、必要なときには集まると。本当に最小限の中でコンパクトに集めて実施していくという方法も、これから検討してくれるということでしょうから、何で短縮、そんな休会にしなきゃいけないのかなというあたりがちょっと。

〔「休会じゃない」と言う人あり〕

○鈴木委員 今、休会と言った。休会は議会中の話でしょう。今、言ったよね。

○相馬委員長 6月5日に開会して、これまでどおり6月25日ぐらいの20日間ぐらいの会期を取ってやっていたわけですが、それを詰めて短縮にしますということでスタートした。短縮した場合に、6月25日最終日に補正予算案とか案件を上げて、そこで即決にしたいというふうに、執行部のところもありますので、その辺は執行部との協議をした上で、会期の日程をどういうふうにするかについては、5月29日に再度お示しをすると、そういうところでございますので、その報告をまず事前にアナウンスだけさせていただいたところでございます。

○鈴木委員 さっきの委員長の言った、間のところを休会にしてと言ったから、そういうことになるのなら、休会にしなくてもいいんじゃないのと。

○相馬委員長 そうですね。

その他については、私のほうからは以上ですが、皆から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、事務局から何かございますか。

○相馬委員長 それでは、大項目4のその他として、皆様から何かございますか。

ありませんか。

○鈴木委員 では、一つだけ。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これだと、この後予定はなかったんですけれども、自分、その予定表の中で、正副委員長会議とか、議長副議長の会議とかと載っているんですよね。今まではなかったんですけれども、やっていると。一般の議員で会議に参加していない人は、何か会議あるんだけど何やっているか分からない。こういうコロナでいろんな状況が変わっているときに、会議、できたらその日どうということが検討されて、どういうことになったかというのも、簡潔で結構なんだけれども、まずあった日はそういう報告がネットでこういった形で、メールみたいな形で送れるので、事務局で出してほしいなという話が出ています。

もう少し踏み込むと、執行部がどういうことを今、体制随時変わっているみたいなので、新聞記者じゃないですけれども、事務局で執行部の動きを聞きに行って、もし状況が変わったらば、そういったことを今、執行部でこんなふうな動きをしていますよというのを調査というか、取材というか、そういう調べて、もし変わったことがあれば、またその日の午後にも夕方にも連絡が取れるように、動きをしてほしいと。じゃないと、会議出ていないと全然、そういう市民からいろんな問い合わせがあっても、議員によっては、何やって

いるんだと言われたときに何も、自分もやりたくても参加もできていないし、何も情報がないというような状況にいますので、そういったことがもしできれば、可能な限りでやってもらえればという要望です。

○相馬委員長 要望として……局長。

○増田事務局長 昨日も、執行部からコロナ対策について、まずは議長、副議長に、こういった対応をしておりますというような報告を受けました。報告を受けた件については、議員の皆様へ逐次情報提供を差し上げるという形で、昨日もコロナ対策についての資料提供をさせていただきました。

それと、この後、私のほうからも、おとといの本部会議であった、本部会議で行われた件について1点、委員の皆様にお諮りしたい意見、それと今、鈴木委員からお話のありましたように、本部会議で行われた内容の詳細について、少し報告をさせていただきたいというふうに考えておりました。

執行部のほうでは、あまり細々としたことまでというよりも、重要なこと、この辺のところは議員さんにお知らせすべきということはしているかと思いますが、不足するような点がありましたら、再度適切に情報提供するような形で依頼はしていきたいというふうに考えております。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに、その他として何かございますか。

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 それでは、委員の皆様へ1点お諮りしたい件があります。

それは、おとといの本部会議で、職員が感染した場合の公表基準というものが示されました。私としましては、議員さんが感染仮にした場合、あと濃厚接触者となった場合、その公表基準、こういったものをつくる必要があるのかどうかについて、

皆様へちょっとお諮りしたいというふうに考えておりました。

いかがでしょうか。

○相馬委員長 議長。

○吉成議長 補足をさせていただきたいと思いますが、我々が感染しなければそれに越したことはないんですけれども、もう誰が感染しても全く不思議ない状況にあるわけです。我々には、どうしても議員という公の立場があるわけです。そうなった場合に、どこまで我々が公表できるのかということで、基準は絶対に必要だろうと思うんです。

そこで今回、今、局長からお話があった、職員の皆さんの公表基準と同列、同等のものをつくって、皆さんにお示しをしたいというのが、議長として私の考えです。

その内容については、皆さんの了解得られれば、ここでは全てではもちろんないんですけれども、なかなか今、諮る機会というのがどうしても、全協等で諮れば一番いいんですけれども、それができないものですから、今お話があったように、皆さんの了解いただければ、基準はもうすぐにでもつくりたいなと思っています。

以上です。

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 ちなみに、職員の公表基準について、簡単に説明を申し上げます。

まず、氏名等につきましては非公表。年代、性別は公表。それと感染経緯、行動歴については原則公表。ただし、職務上公表できないものはこの限りではない。

濃厚接触者、こちらについて、原則保健所の発表を公表する。濃厚接触者が市職員である場合には、自宅待機した旨を加える。

あと施設名、これは本庁、西那須野庁舎、塩原庁舎というような説明を受けましたが、こういっ

たことは原則公表する。あと職場名、何々課、議会事務局とか企画政策課、そういった職場名は原則非公表とする。

あとは、発症者の現在の状況を公表する。それと、発症場所の消毒の状況を公表する。

以上のような内容が、公表基準に掲載されている内容でございます。

○相馬委員長 分かりました。

これ、ここで決定しろということですか。この委員会、議運で。

○吉成議長 決定というとまたね、なかなか難しい話なんですけれども。

○相馬委員長 意見だけ伺って。

○吉成議長 基準としてはつくっていきたいということで、皆さんどうですかと了解得ておければなとは思って。

この後、正副委員長会議もあるので、そこでもお話はさせていただこうと思うんですけれども。

全協までちょっと待てないので、これに関しては。

○相馬委員長 今、そういうことで、公表の基準ということで、執行部のほうではそういうふうな基準を設けるということでございますが、議会としても同様の基準を設けてはということでございますが、そういった基準を設けるということで、皆さんよろしいでしょうか。御意見等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 はい、局長。

○増田事務局長 （事務連絡）

○相馬委員長 ありがとうございます。

報告でよろしいですか。

それでは、長時間にわたり御協議ありがとうございました。

次回の議会運営委員会の日程でございますが、5月29日午前10時からの開催ということになって

ございますので、よろしくお願いいたします。

ただし、こうした状況でございますので、その間にどうしても議会運営委員会の開催が必要だというふうになった場合には、事務局から御連絡をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○相馬委員長 以上で、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時35分